

株式会社 富士トランスポート

職業紹介雇用斡旋手数料の返金取り扱いについて

ご紹介させて戴きました人材に関し、貴社での正式採用後に本人都合による離職をした場合には、下記料率にて雇用斡旋手数料をご返金させていただきます。
但し、本人事由以外による離職に就きましては、この返金対象には該当いたしません。

規程期間	返金率
就業開始日より 1ヶ月 未満での離職	50 %
就業開始日より 3ヶ月 未満での離職	25 %

※ 各企業様での試用期間が上記規程期間を超える場合であっても、就業開始日より3ヶ月以上 経過した場合にはご返金する事は出来ません。

有 料 職 業 紹 介 事 業
許可番号 (23-ユ-020137)